

広報

麻生

昭和60年 6 月15日発行

No.366

'85 6



いい汗。スポーツの季節

まちの人口

		前月比
総人口	18,005人	-21人
男	8,886人	-14人
女	9,119人	-7人
世帯数	4,207世帯	+1世帯

主な内容

- 第3回臨時議会-----P 2
- あき缶一斉回収運動-----P 3
- 町の文化財-----P 4.5
- 非 行-----P 6
- 年金だより-----P 7

第三回臨時議会

老人保健会計の 補正予算を議決

昭和六十年第三回臨時議会が、五月十二日開催されました。
議会は町長の町政報告の後、専決処分に関する報告二件と、一件の議案審議が行われ、専決処分はそれぞれ承認され、議案は原案どおり議決されました。

〔報告第三号〕

専決処分の承認を求めること

昭和五十九年度老人保健特別会計補正予算について、議会を招集する暇がなかったため専決処分をし、これを議会に報告し承認を求めたものです。

〔専決第二号〕

昭和五十九年度麻生町老人保健特別会計補正予算（第三号）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三百八十八万円を追加し、歳入歳出それぞれ五億六千二百二十五万一千円としたものです。

〔報告第四号〕

専決処分の承認を求めること

麻生町税条例の一部を改正するにあたり、議会を招集する暇がなかったため専決処分をし、これを議会に報告し承認を求めたものです。

〔専決第三号〕

麻生町税条例の一部を改正する条例

地方税方等の改正に伴い、町条例の改正が必要になったものです。

〔議案第二十二号〕

昭和六十年年度麻生町老人保健特別会計補正予算（第一号）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六百十五万九千円を追加し、歳入歳出それぞれ

国保からのお知らせ

増加する医療費

五十九年度は
十億七千七百万円に

麻生町の昭和五十九年度における医療の総額は、十億七千七百万円になりました。これは町で負担する医療費の総額です。

若人分（六十九歳以下）と老人分（七十歳以上）に分けると、若人分の総額は六億三千万円に、老人分が四億四千七百万円になり、一人あたりの額に換算しますと、若人分が五万三千四百九十一円、老人分が三十四万八千三百三十三円になりました。

五十八年度に比較しますと若人分が九%の伸び、老人分は十七%の伸びになります。医療費は年々増加する傾向にあります。

逆に国から国保事業に対する補助金は、昨年十月の法律改正により大幅に減額されてしまい、さらには国保税の収納率も年ごとに低下しています。

国保の厳しい現況を認識していただき、国民健康保険事業の健全運営にご協力ください。

病氣は早期発見 早期治療

福医療福祉 受給者証が更新 されます

現在交付されている、福医療福祉受給者証は昭和六十年六月三十日で無効となりますので、更新手続きを行って下さい。

この手続きをしませんと、七月一日以降無料で受診できなくなります。

別表の日程で手続きを行いますのでよろしく願います。なお、指定された日に手続きができない方は、六月二十二日以降、役場保健衛生課にて手

続けてください。

※手続に持参するもの

健康保険証・印かん

通知書
受給者証・役場からの



手続日程表

地区名	日	時	場所
行方地区	6月20日(木)	午前9時～ 午前10時	行方分館
小高地区	6月20日(木)	午前10時30分～ 午前11時30分	小高分館
大和地区	6月20日(木)	午後1時～ 午後3時	大和分館
太田地区	6月21日(金)	午前9時30分～ 午前11時30分	太田分館
麻生地区	6月21日(金)	午後1時～ 午後3時	麻生公民館

やめよう

あき缶のポイ捨て

あき缶一斉回収運動

六月二日(日)、あき缶一斉回収運動が婦人会、老人会の皆さんを中心に約千人ほどの方が参加して実施されました。この運動は、五月三十日のゴミ・ゼロの日にちなみ、住民の環境美化への意識高揚を図るため行われたもので、各地でビニール袋にあき缶を拾う姿が見られました。なお五月三十日は平日であったため六月二日に行われました。

麻生町でもあき缶条例が施行されて一年以上が経過しましたが、主要道路や天王崎公園などにあき缶が捨てられていたのが目立ちます。

一つぐらいいいだろう——そんな軽い気持ちで捨てられたあき缶は、全国で毎年十億個ともいわれています。またあき缶の原料は、鉄とアルミ。言うまでもなく輸入品です。ゴミ箱にキチンと入れればリサイクルルートに乗って資源の再利用につながります。町の美しい環境を守るためにも、資源の浪費を防ぐためにもあき缶は必ず決められた所に捨てたいものです。



道路には、捨てられたあき缶が、たくさん!!

喜びの富田Aチーム



富田Aチームが三連覇 老人クラブ ゲートボール大会

五月三十日、第七回麻生町老人クラブ連合会親善ゲートボール大会が開催されました。大会には、各地区ごとの予選を勝ち抜いた代表二十六チームが参加し、熱のこもった

戦いをくりひろげました。結果は次の通りです。

優勝 富田Aチーム
準優勝 玄通Bチーム
敢闘賞 下淵Aチーム
努力賞 今宿チーム

富田Aチームは、三回連続四回目の優勝。そうは言っても各チームのレベルが上ってきた中で楽に勝ち抜いた訳ではなく、準決勝の対下淵Aチ

郡民体育祭

バレー・ソフト代表決まる

七月七日北浦村で開催される行方郡民体育祭大会に出場する、バレーボール・ソフトボールのそれぞれ町代表チームが決まりました。

○バレーボール

ママさんバレーは、五月二十五日麻生小体育館で予選会が開かれ、行方ママさん・麻生ママさんチームが代表に決まりました。なお、一般男子はエンジェルスチームが代表に決まりました。

○ソフトボール

六月二日麻生小グラウンド外三ヶ所で、二十一チームが参加、根小屋オールスターズ・蒲縄西ソフトボールクラブが代表に選ばれました。

チーム戦では、同点による第一ゲート通過競争にまでもつれこみました。

なお、今大会参加者の平均年齢は、約七十一才。最高令者は、石神第二長寿会チームの稲川良穂さんで満八十四才。稲川さんは、選手としてばかりではなく、審判としても、正確なジャッジで活やくして下さいました。

なお、その他の競技の出場者は、選抜により決定されます。

バレーの予選会



町の文化財

①

「どぶろく祭」など十三件が

町指定文化財に

麻生町にも、彫刻・古文書さらに風俗習慣など、たくさん文化財があります。そのなかでも、特に重要なものについては、町指定文化財として保護がはかられています。

町指定文化財の第一号は、岡寿福寺の「木造薬師如来坐像同胎内仏（昭和四十九年指定）」そして第二号は、宇崎嶺神社の「御頭勤番帳（昭和五十二年指定）」です。

この二件に加え、昭和五十九年九月に「どぶろく祭」など十三件が新たに町指定文化財として指定されました。

これらの文化財を広く、住民の皆さんに知っていただくため、新たに指定された十三件について、何回かのシリーズで、主に写真で紹介したいと思います。

今回は、第一回目として、次の町指定有形文化財四件を紹介します。

- 阿弥陀如来及両脇侍像
- 不動明王立像
- 地藏菩薩座像
- 以上根小屋の花蔵院
- 十一面観世音菩薩立像（小高の皇徳寺）



昭和五十九年度町指定文化財

種別	名称	所在
有形民俗文化財	獅子頭	麻生・八坂神社
有形文化財	阿弥陀如来及両脇侍像	根小屋・花蔵院
〃	不動明王立像	〃
〃	地藏菩薩座像	〃
〃	薬師如来立像	小牧・普門寺
〃	日光・月光菩薩立像	〃
〃	十一面観世音菩薩立像	小高・皇徳寺
〃	熊野神社本殿	島並・熊野神社
天然記念物	モッコク	粗毛
〃	ナギ	麻生・常安寺
〃	息栖神社樹叢	矢幡・息栖神社
〃	スギ	青沼・春日神社
無形民俗文化財	どぶろく祭	〃

↑十一面観世音菩薩立像

この十一面観世音菩薩立像は、室町時代につくられたとされています。以前は、現在の公民館小高分館の敷地にあった神宮寺に安置されていましたが、神宮寺が廃寺となったため、小高小学校裏の観音堂に移され（明治四十二年）、その後、昭和二十年には現在の皇徳寺に安置されたとのことです。この観世音菩薩も一時は、管理が悪くバラバラになってしまいましたが立派に復元されています。しかし、十一面の顔も、残念ながら現在は五面を残すのみとなっています。（等身体・寄木造り）

根小屋花蔵院と仏像

花蔵院は承応二年（西暦一六五三年）舜祐上人により開山されたもので、いつのころからか無住寺となり、現在では地域の集会場として利用されており、信徒の方々に守ら

れています。

ここに安置されている仏像は、近隣に点在した寺が廃寺となり、花蔵院に集められたとのことです。なぜ花蔵院に集められたかなど、詳しい事は、資料がないため明らかにされていません。

○阿弥陀如来及両脇侍像

製作年代 室町時代

ヒノキ材寄木造

○不動明王立像

製作年代 南北朝～室町時代

代

ヒノキ材寄木造

○地蔵菩薩座像

製作年代 南北朝～室町時代

代

ヒノキ材寄木造



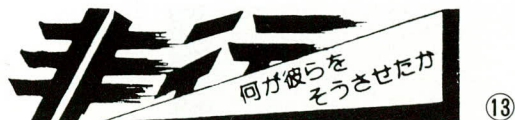
↑ 阿弥陀如来及両脇侍像



← 不動明王立像



→ 地蔵菩薩座像



中学生をお持ちのご両親へ 兄弟仲

例えば、中学3年生の長男と小学校6年生の長女というような、3歳以上離れた2人兄弟の場合、“1人っ子が2人いる”と考えたほうがより現実的です。親の世代が抱いている兄弟姉妹のイメージで、今の子供たちを理解しようとする、子供は反発したり、あるいはシラケてしまい、親子の間の精神的なギャップが一気に表面化しないとも限りません。

“血を分けた、たった2人の兄弟なのに……”と嘆く前に、核家族化が一段と進んだこと、1世帯あたりの子供の数が減ったこと（少子化傾向といえます）などによって、兄弟のあり方そのものが大きく変わってきていることに目を向けていただきたいと思います。

■兄弟でもクールな関係

こんな例があります。

高校生になった兄が、念願のステレオを買った。25万円。毎年もらうお年玉を、そっくり貯金し続けて10年。やっと手に入れた“宝物”を、兄は自分の部屋に置いて楽しんでる。中学2年の弟は、うらやましくてしょうがない。聴かせてほしいと兄に頼むと「いいよ」とうなずきながら「1回200円だよ」と兄。「当然だね」と弟が受ける。このやりとりを聞いていた母親が口をはさんで「兄弟の間で、どうしてお金のやりとりを？」といぶかしそうな表情。「だって、これはぼくが自分のお年玉で買ったんだ。弟が1回聴けば、その分“減価償却”が必要。200円もらうのは当然」と兄。

——この例は、極端かもしれませんが、いまの子供たちの兄弟の有様を象徴的に物語っているといえます。そこにあるのは、個人と個人のクールな関係であって、兄弟という言葉がかつて持っていた一種の情緒的な要素はなくなってきているのです。ですから、親が、自分の子供のころの多人数の兄弟関係を今の子供に当てはめようとするに、そもそも無理があるのです。

■平等権利意識を持つ子供たち

2人っ子の場合、ある意味ではライバル同士なのです。対等意識が強く、上の子が1年浪人したら、下の子は、自分も同じように“1年浪人できる”ことを権利として主張したりします。そして、兄だから姉だから一目置くとか、何かを先にやっていいとか、そんな意識はなくなってきています。あるのは、平等権利意識です。

ですから、「お兄さんの言うことを聞きなさい」などという親の言葉が、そもそもピンとこないのです。「同じ親から生まれた、血のつながった兄弟でしょう」——これも、「事実そのとおりだけど、それ以上のものではない」と覚めた言葉が返ってくるばかりです。血はつながっているが、そして、同じ屋根の下で暮らしているがあくまでも別々の個体——という認識を親がまず持つことです。

「お兄さんの言うことを聞きなさい」と長男意識を強調したり、逆に下の子にガマンを強いたり、また、男の子を何かにつけて“優遇”したりするのは禁物です。こうした親の態度は、子供たちを深く傷つけるからです。一種の“精神的な扱いの差”に耐えられなくなる——「どうせオレなんか、わたしなんか」という気持ちになり、あとは引き金さえあれば非行に走ってもおかしくない心理状態に陥りがちです。

親と子の意識の溝を埋めること、そのためにも、ふだんからザックバランな話合いをしたいものです。

防ごう非行 助けよう立ち直り

——7月は
「社会を明るくする運動」月間です



「社会を明るくする運動」はわたしたち皆が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場から犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動です。

くらしの苦情や
なやみごとはお気軽に
ご相談ください

○心配ごと相談

- ・毎週木曜日
- ・午後1:00
- ・麻生町公民館

○行政相談

- ・毎月第1木曜日
- ・午後1:00
- ・麻生町公民館

年金だより

国民年金の保険料が
納められない方は

免除の手続を

国民年金には、経済上の理由などで保険料を納めたくても納められない方のために、保険料の納付を免除する制度があります。

◆ 免除制度には

(法定免除)

- ① 国民年金の障害年金、障害福祉年金・母子(準母子)福祉年金を受けている人。
- ② 生活保護法の生活扶助や、らい予防法の生活扶助を受けている人。

(申請免除)

- ① 所得のない人。
 - ② 世帯員が生活保護法の医療扶助を受けている人。
 - ③ その他、保険料を納めることが著しく困難な人。
- 保険料の免除を受けた期間は、保険料を未納にしてしまった期間とは異なり、年金を受けるための資格期間に算入されますので、将来老齢年金を受けることができます。
- どうしても保険料が納めら



れない方は、免除の手続きをしてください。

なお、「法定免除」は、その事由に該当した時に届出をすれば、その時から免除されます。また、「申請免除」は一年を単位に免除されますので、七月末日までに手続きをしていただきます。免除が認められると、四月から翌年の三月までの一年間免除されます。

◇詳しくは、役場福祉年金課まで。

税の窓 ⑬

住民税の
特別徴収

◎ 特別徴収の方法

給与所得者(サラリーマン等)の住民税は、特別徴収税額通知書により町から給与の支払者(事業主等)を通じて通知され、給与の支払者が毎月の給与の支払いの際に、その人の給与から天引きして、これを翌月の10日までに町に納入していただくことになっています。

徴収期間は、6月から翌年の5月までで、農家の方々が年に4回に分けて納入する普通徴収に対し、特別徴収といいます。

◎ 年の中途中で退職した場合の徴収

毎月の給与から住民税を特別徴収されていた納税者が、退職により給与の支払いを受けなくなった場合。その翌月以降に特別徴収することができなくなった残りの住民税は、通常普通徴収の方法によって納入していただきます。

埋蔵文化財の
保護に
ご協力
ください社教
だより ⑬

麻生町にも各地域にわたり、古墳や住居跡などの遺跡が数多く残されています。

埋蔵文化財は、大昔の人達の生活の記録であると同時に先人達の生活環境や社会の状況を知るうえで重要な歴史的資料であり法律によりそれらの保護が義務づけられる場合もあります。

教育委員会では文化財保護の立場から埋蔵文化財の破壊行為はできるだけ避けていただくよう指導しています。

万一工事等で埋蔵文化財を含む地域を造成するような場合、工事期間や調査費用の面で大きな負担がかかる事がありますので計画の段階で教育委員会社教係までお問い合わせください。

くらしの豆知識

消費生活の苦情は

お近くの協力員に

消費者行政

推進協力員制度

この制度は、県知事の委嘱 保するため県民と行政の橋渡
を受けた推進協力員が、県民 し役をする制度です。
消費生活の安定と向上を確 協力員の仕事

麻生の文芸

俳句

音たてて水田に注ぐ五月雨
五月雨や沖にけぶれる快速船
五月雨に浮き立つ崖の磨崖仏

短歌

朝の陽に白くかがやく木蓮は
千余の花を着けて揺がず
種籾洗う手元の水はきらきらと
銀波となりて岸におよべり
楚々と咲く薄紫の都忘れ
母の思い出よみがえりくる

俚謡

五十年目の同窓会は
ちよつと名前の出ない顔
新茶摘む娘の可愛い眼に
添えた一声時鳥
香る若葉に五月の光
新茶つむ日がもう間近

柳町 久子
深沢あい子
関野 美代
土子喜美子
茂木 米
小泉 道江
藤崎 宵待
羽生 晴空
金田 幸恵



○消費生活に関する苦情相談

○消費啓発の協力

○消費者の意向を行政に反映させるため、消費生活に関する意見・要望等を県に提出

たとえば、みなさんが、訪問販売で unnecessary なものを買ってしまった、不良品を買わされたなどの苦情があれば、協力員さんにご相談してみたいかがでしょうか。

麻生町の協力員

○麻生一八六二一〇

羽生紀美子 ☎ 72 2 0 3 4

○麻生一五六四一

小瀬 春美 ☎ 72 0 4 3 1

なお、訪問販売などで購入した物が後で考えて不要だと感じた場合、七日以内であ

れば無条件に解約できます。(クーリングオフ制度)。

戸籍の窓口

おめでとうございます

赤ちゃん 保護者 住
浜田 一美 晃一 富田
吉崎 源晃 源喜 富田
山野 克幸 弘己 白石
荒張 佳恵 秋己 白神
箕輪 勇輝 正雄 岡
内田 光 善治 小牧
大川 美歌 健治 小牧
谷口 歩元 保男 船
齊藤 敦子 邦彦 南
箕輪 哲哉 浩 南
土子 哲哉 浩 南



おくやみ申し上げます

大川	宮内	岡崎	大竹	宮内	齊藤	菅谷	浜野	高崎	久保田	大原	長峰	折笠	石田	山口	谷口	死亡者
みつ	はる	トシ	節	ツネ	秀雄	スワ	薫	つね	一郎	清	昭則	はつ	武	クラ	末松	世帯主
67	90	52	74	65	63	82	69	76	72	73	13	86	60	53	69	年令
彰	松	シズ	栄	房	秀	芳	江	ね	昌	ト	功	新	文	藤三	芳子	住
井	小	橋	南	南	島	於	天	小	四	白	蔵	矢	麻	富	富	所
貝	高	門			並	下	掛	牧	鹿	浜	川	幡	生	田	田	